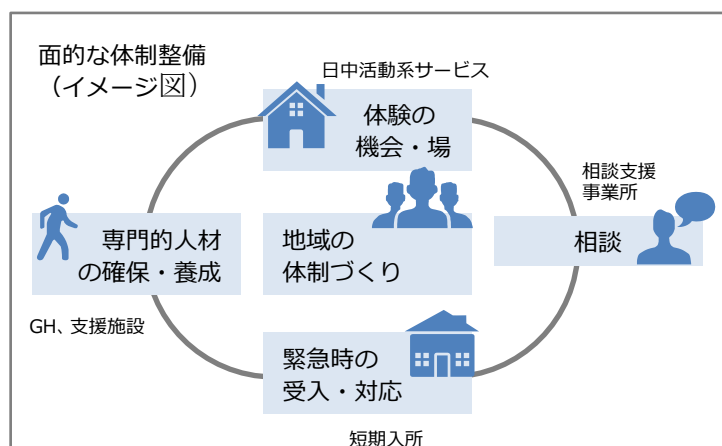


地域生活支援拠点等の整備について（案）

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備。

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）があることから、地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門性	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



＜これまでの議論経過＞

- ・ 面的な体制整備について検討を進めるにあたり、当面の課題として、サービス事業所等の連携を高めるためのコーディネート機能の充実が必要



- ・ 平成 29 年度では、1カ所でコーディネート機能を実施し、具体的な業務のあり方を検証

自立支援協議部会やあり方検討会での意見

- コーディネートを担える優秀な人材の確保が困難。
- 優秀なコーディネーターを配置しても、重度障がい者等を受け入れられる事業者がなく、コーディネートできない。
- 地域ごとに事業所等の違いがあるため、市内1か所だけでなく複数か所すべき。 など

※地域生活支援拠点等の整備については、全国的に整備が進んでいない状況を鑑み、国の基本指針の見直しにより、その期限が平成 32 年度末まで延長された。

＜大阪市の現状＞

- ・ 5つの各機能に対応するサービス（社会資源等）については一定存在し、現時点でも障がいのある方の地域生活については面的な支援を行っているところであるが、各機関が効果的に連携して支援にあたることができるよう、引き続き現状や障がいのある方のニーズ等を把握し、協議会等で議論を行いながら、障がい者の支援体制の充実・強化を図っていくことが重要。
- ・ 障がい者が地域で生活を継続していくにあたっては、様々なサービスや社会資源等を利用していくこととなるが、その窓口となる機関としては、現行では各区に配置している障がい者相談支援センターが担っている。
- ・ また、各地域（区域）における支援体制に関する課題を協議し、支援関係機関のネットワークを構築することは「地域自立支援協議会」がその役割を担っており、地域自立支援協議会についても、障がい者相談支援センターがその企画運営等に主体的に参画している現状もあることから、地域生活支援拠点の機能としては、障がい者相談支援センターを中心にした支援体制の構築が必要。

＜今後の方向性＞

- ・ これまでの議論では、特に「困難ケース」や「緊急時」における各支援機関の連携や支援体制について、課題があるとの声も多いことから、当面の地域生活支援に必要な機能として、
 - ①相談（地域生活への移行、親元からの自立等にかかるものも含む）
 - ②緊急時の受入れ・対応について、障がい者相談支援センターを中心としてよりの確な支援に対応できるような仕組み（体制）のあり方について検討を進めていく。

＜取組み内容＞

- ・ 上記の仕組みを検討するため、「障がい者相談支援センター」・「地域活動支援センター（生活支援型）」を対象として、過去（現在）に対応した（している）困難ケース・緊急ケースについて、具体的な内容等をアンケート形式で調査し、内容を集約・分析して、具体的な仕組みづくりに反映させていく。

＜アンケート概要＞

・実施期間	平成 29 年 6 月～平成 29 年 7 月
・調査対象	33ヵ所 ➢区障がい者相談支援センター 24ヵ所 ➢地域活動支援センター（生活支援型）9ヶ所
・回収件数	30件（回収率 91％）
・アンケート内容	別添1のとおり
・集計結果	別添2のとおり

●アンケートにおける主な意見

＜相談支援でのコーディネートにかかる課題＞

- ・相談支援が行うべき役割を整理、明確化したうえで、きちんとした役割分担が必要
- ・救急や警察、事業所からの要請や、本人等からの連絡により時間外でも緊急の対応が必要
- ・複数の相談員が協働で支援を行うことができるなど、チームアプローチとしての支援が重要
- ・緊急ケースであるとの共通認識をもったうえで、行政（区役所）との連携した支援が重要
- ・高齢施策（地域包括支援センター）等の他分野の機関との連携が重要
- ・相談員について、行動障がいや医療的ケア等に関する知識の習得等のスキルアップが必要
- ・支援が必要な人を早期に把握し、支援につなげるためのアウトリーチが重要
- ・困難課題に対し、共に支援し、具体的なアドバイスや専門的な助言等をしてもらえる仕組みが必要
- ・GHや短期入所等の空き情報がすぐに分かる仕組みが必要
- ・親元からの自立にあたり1人暮らしを体験できる場が不足

＜受け皿となるサービス提供事業所等における課題＞

- ・GHや短期入所、重度訪問介護のヘルパー等のサービス提供事業者が不足
- ・緊急な短期入所を受け入れることができるよう、空床の確保が必要
- ・行動障がいや触法ケース等に対する専門的知識や経験、スキルをもった事業所が不足
- ・行動障がいのある人等への対応や緊急時に的確に対応できる手厚い人員配置体制が必要
- ・受け皿となった事業所へアドバイスや支援ができる仕組みが必要
- ・地域自立支援協議会等を通じて、一緒に考え、事例共有できる機会、場が重要
- ・新規開設事業所への障がい者支援に関する基礎的な研修が必要

＜その他地域で障がいのある人を支えるために必要と感じていること＞

- ・行政機関のスキルアップが必要
- ・困難ケース等に対する行政側の積極的な関与が必要
- ・地域における障がいについての理解啓発の推進が重要
- ・区内の資源だけでは限界があり他区との連携、協働が必要
- ・他職種連携など、支援ネットワークの更なる構築が必要

平成30年度から、地域生活支援拠点等に求められる5つの機能について、アンケート等から見えてきた課題に対応するための施策を検討し、順次実施していく